平成２９年（フ）第３号
新潟県佐渡市徳和4805－２、住民票上の住所　新潟県佐渡市柳沢25番地
債務者　平野　京子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで　新潟地方裁判所佐渡支部

平成２９年（フ）第９号
静岡県沼津市下香貫木ノ宮829番地の７、前住所静岡県田方郡函南町平井1295番地の15
債務者　駒形　信泰
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１０号
静岡県沼津市下香貫木ノ宮829番地の７、前住所静岡県田方郡函南町平井1295番地の15
債務者　駒形　久美
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１１４２号
京都市左京区北白川山ノ元町23番地１
債務者　スイートガーデンカナート洛北店こと　北川　　仁
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３０号
京都市南区東九条柳下町54番地２　マンション２Ｅ
債務者　東　亜樹斗
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
京都市右京区西京極畔勝町54番地１　西京極ガーデンハイツ424号
債務者　辻本千智子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５３号
京都市西京区樫原秤谷町31番地１　レオパレス洛西　105号
債務者　中西　　学
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６１号
京都府城陽市枇杷庄西ノ口50番地の１　エスポワール510号
債務者　吉田惠美子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
京都市北区上賀茂桜井町46番地　パサージュ北山　204
債務者　松村　唯史
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６０号
堺市美原区大保96番地７
債務者　立木　敬子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
堺市美原区大保96番地７
債務者　立木　　満
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
堺市美原区大保96番地７
債務者　立木　沙苗
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９０号
大阪府松原市三宅中４丁目３番18号
債務者　齋藤　光平
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
山口県周南市入船町２番４－301号、前住所　山口県周南市梅園町２丁目45番地　田川ビル101号
債務者　難波　美保
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第３５２号
盛岡市東松園１丁目30番16－202号、旧住所　盛岡市小鳥沢２丁目28番16号
債務者　戸澤　康行
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３６０号
盛岡市大館町16番10号
債務者　工藤　和子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２５号
盛岡市長田町８番15号　坂本アパート１号
債務者　藤倉　新作
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部